特定非営利活動法人ＮＰＯアップルサービス定款

第１章 総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ＮＰＯアップルサービスという。

ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人エヌピーオーアップルサービスと表示する。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都町田市に置く。

（目的）

第３条　この法人は、住民による、住民のための、住民の福祉を目標に、会員相互の協力と理解を持って、「ケアセンター成瀬」を中心とする地域の高齢者、障害者及び地域住民に対する福祉関連の様々なサービスを通じて、安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療、福祉の増進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 在宅福祉サービスに関する事業

(2) 高齢者等の食事サービス事業

(3) その他、前項に付帯又は関連する一切の事業

第２章 会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人、世帯及び団体とする。正会員は原則として本会の事業の担い手であり、必要に応じて利用者となる。

(2) 利用会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び世帯とする。利用会員は本法人の事業の利用者とする。

(3) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体とする。

(4) ボランティア会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び世帯とする。ボランテア会員は本法人の事業にボランティアとして携る者とする。

（入会）

第７条　正会員として入会しようとするものは、その旨を記入した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を経て正会員となる。その場合理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2　利用会員、賛助会員及びボランティア会員は、その旨を記入した書面を理事長に提出し、利用会員、賛助会員及びボランティア会員となる。

（会費）

第８条　正会員、利用会員、賛助会員及びボランティア会員は総会において別に定める会費を納入する。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合はその資格を喪失する。
(1) 退会届を提出したとき。
(2) 会員が死亡、若しくは失そう宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。
（退会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会する事が出来る。
（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名する事が出来る。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
（拠出金品の不返還）
第12条　既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章役員
（種別及び定数）
第13条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　５人以上とする。
(2) 監事　２人
２　理事のうち１人を理事長、副理事長は５人以内とする。
（選任等）
第14条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第２０号各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
（職務）
第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）
第16条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することが出来る。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員の弁明の機会を与えなければならない。
（報酬等）
第19条　役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議
（種別）
第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。
（総会の構成）
第21条　総会は正会員をもって構成する。
（総会の権能）
第22条　総会は以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(4) 事業報告及び収支決算
(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(6) 会費の額
(7) 借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
(8) 事務局の組織及び運営
(9) その他運営に関する重要事項
（総会の開催）
第23条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員の総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第 24 条　総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。
（総会の議長）
第 25 条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
（総会の定足数）
第 26 条　総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
（総会の議決）
第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（総会での表決権等）
第 28 条　各正会員の表決権は平等なものとする。
2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
（総会の議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。
（理事会の構成）
第 30 条　理事会は理事をもって構成する。
（理事会の権能）
第 31 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
（理事会の開催）
第 32 条　理事会は、次に揚げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第33条　理事会は理事長が招集する。
2　理事長は前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
（理事会の議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
（理事会の議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（理事会の表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（理事会の議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章資産
（構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入
（管理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計
（会計の原則）
第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）
第41条　この法人の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（事業計画及び予算）
第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費）
第44条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加及び更正）
第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（臨機の措置）
第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。
２　但し、借入金については、５００万円までの範囲において理事会の議決によって借入れを行うことができる。

第７章 定款の変更、解散及び合併
（定款の変更）
第48条　この定款を変更しようとするとき、総会に出席した正会員の２分の１以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
（解散）
第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（清算人の選任）
第50条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は東京都町田市に譲渡するものとする。
（合併）
第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

○ 第８章公告の方法

（公告の方法）
第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。ただし法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）
第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
（職員の任免）
第55条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
（組織及び運営）
第56条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章 雑則

（細則）
第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2001年３月31日までとする。
４　この法人の設立当初の事業年度は、第４１条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年３月31日までとする。
５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４２条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員　　年会費　１口5,０００円、１口以上
(2) 利用会員　年会費　２,０００円
(3) 賛助会員　年会費　１口5,０００円、１口以上

附記
１）この定款中第４７条第２項（追加）は、2000年４月30日の通常総会において承認されたので、施行は東京都の定款変更認証の日（2000年10月27日）をもっておこなう。
２）この定款中第６条、７条、８条にボランティア会員の追加、及びボランティア会員の年会費２，０００円は2004年５月16日の通常総会において承認されたので、施行は東京都の定款変更認証の日（2004年９月７日）をもっておこなう。
3）この定款中第13条役員（理事）の人数変更は2011年５月22日の通常総会に於いて承認

3）この定款中第13条役員（理事）の人数変更は2011年5月22日の通常総会に於いて承認された。施行は定款変更認証の日（2011年　10　月　21　日）をもって行う。

（版3）

4）この定款中第８章公告の方法、第５３条この法人の公告は、朝日新聞に掲載して行うを、貸借対照表の公告はこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なうに、定款変更する事を２０１９年５月１９日の通常総会にて承認された。

別表　設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	村山　知
副理事長	岩﨑三幸子
同	高網美智子
同	中野花子
同	原　厚平
同	丸岡将泰
理事	井口　裕
同	小竹金次
同	島峯紀子
同	中山まさ子
同	藤原重男
同	村山恵美
同	山田敏子
監事	岩﨑寿美男
同	山田敏雄